

生活保護減額 控訴審判決

受給者側 逆転敗訴

大阪高裁

生活保護費の基準額引き下げは生存権を保障する憲法二五条や生活保護法に違反するとして、大阪府の受給者ら約四十人が大阪市や堺市など府内十二自治体による引き下げ処分を取り消しや一人一百万円の国家賠償を求めた訴訟の控訴審判決

で、大阪高裁の山田明裁判長は十四日、受給者側の請求を退けた。厚生労働相の引き下げ判断は不合理とは言えず裁量権の逸脱や乱用はなく適法と指摘した。憲法判断は示さなかった。

二十九都道府県で起こされた一連の訴訟で最初の控訴審判決。二〇二二年三月の一審大阪地裁判決は違法として処分を取り消しており、受給者側の逆転敗訴となった。

受給者側は「人権を救済する司法の役割放棄だ」として上告する方針。厚労省は「今後とも生活保護行政の適正な実施に努めたい」とした。

これまでの十九件の地裁判決では、大阪や熊本、東京など九地裁が処分を取り消したのに対し、名古屋や札幌、仙台など十地裁は請求を退けており、判断が分かれている。

厚労省は〇八一一年に物価が下落したとして二一〇一五年、生活保護費のうち食費や光熱水費に充てる生活扶助の基準額を平均6・5%引き下げ、計約六百七十億円を削減した。厚労省が独自に算定した物価指数が用いられた。

山田裁判長は、〇八年のリーマン・ショック後の世界金融危機の影響で一般世帯の生活水準が急速に悪化する一方、基準額がかねて専門家会議から高い水準にあると報告されながら改定されていなかったと指摘。生活保護世帯は物価の下落分だけ可処分所得が増加したと見なして減額した厚労相の判断には、一定の合理性があると認められた。

厚労省の指数や算定方法に関しては、下落率が高かった家電も含めた全ての品目の物価などを平均して考慮し現実の消費実態を反映させる目的があり、適正と判断した。

受給者側は、減額に伴う困窮で精神的苦痛を受けたと賠償を求めたが、判決は「リーマン・ショック後の不況で資金が減った国民の多くが感じた苦痛と同質」と退けた。